

防火設備の維持管理について

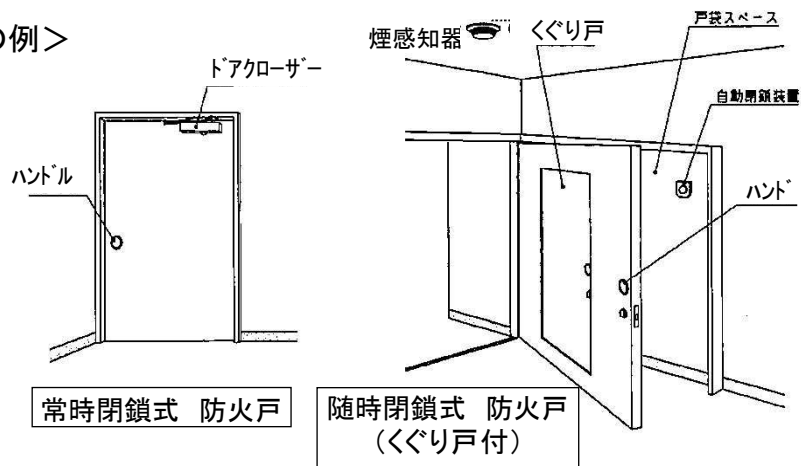
- ・ 防火戸、防火シャッターについて
- ・ 排煙設備について
- ・ 非常用照明について
- ・ 非常用進入口について
- ・ 避難上の通路や階段、出入口について
- ・ 屋外への出口等の施錠装置の構造等について
- ・ 敷地内通路の確保について

福岡県建築都市部建築指導課
北九州市建築都市局指導部建築指導課
福岡市住宅都市局建築指導部監察指導課
久留米市都市建設部建築指導課

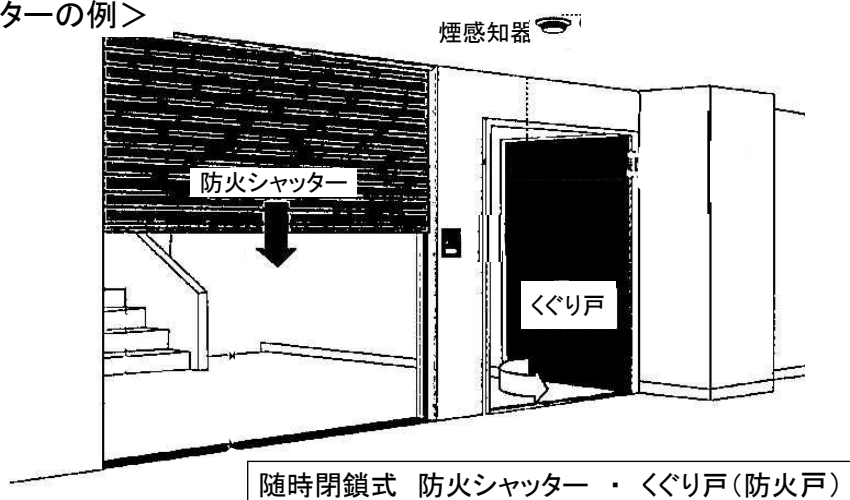
ー防火戸・防火シャッターについて

・防火戸・防火シャッターは、火災時に炎や煙の拡散を防止するために重要な防火設備です。防火戸が適切に閉まるよう、作動範囲に物品を置かないことや日常の点検などの維持管理が必要です。

<防火戸の例>



<防火シャッターの例>



○不具合事例

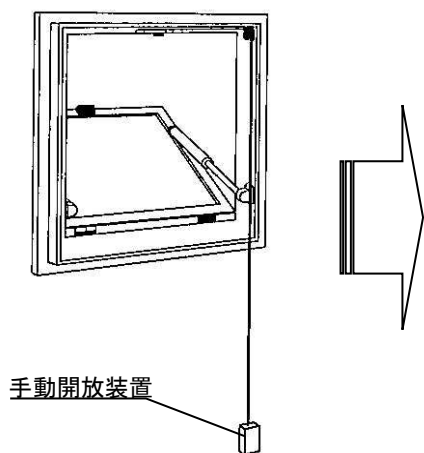


- ・ストッパー(くさび)によって、常時閉鎖式の防火戸を開放状態に固定している状態。
- ・その他、ドアノブを紐で柱などにくくりつけ固定している例もある。
- ・ドアクローザーにストッパー機能がついている ものもいけません。

ー排煙設備についてー

- ・排煙窓などの排煙設備は、火災により発生した煙やガスが建物内に拡散・充満するのを防ぎます。煙が排出されるよう、物品等で窓をふさがないように維持管理が必要です。

<自然排煙窓の例>



○不具合事例



- ・物品によりふさがれている。

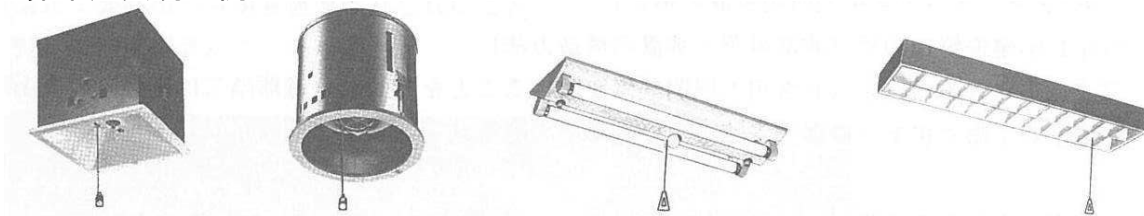


- ・手動解放装置が家具により隠れており、操作に支障がある。

ー非常用照明についてー

- ・火災等で停電した際、自動的に点灯して避難経路を確認するものです。火災等の非常時に点灯するよう、バッテリー切れや電球切れのないよう維持管理が必要です。

<非常用照明の例>



○不具合事例

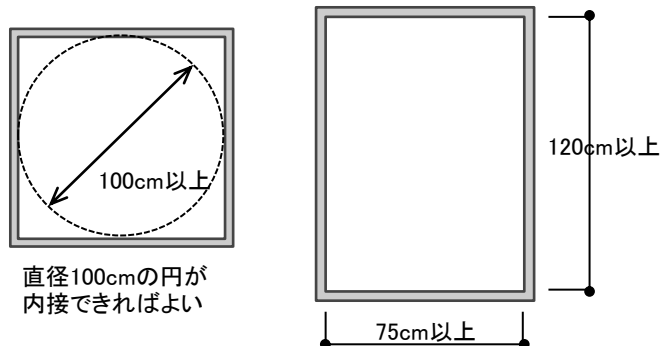


- ・非常用照明が棚に妨げられている。

ー非常用進入口についてー

- ・3階以上の階には災害時の消防活動のために外部から建物に進入するための開口部が必要です。非常用進入口には「非常用の進入口」と「代替の開口部」があり、位置や形状が決められています。

「代替の開口部」の例



- ・消防隊が外部から破壊して進入します。進入の妨げになるような物品を置かないよう維持管理が必要です。

ー避難上の通路や階段、出入口について

- ・火災等に係る避難経路となる通路や階段、出入口などでは、避難の支障とならないよう物品等を放置しないよう維持管理する必要がある。

○不具合事例

- ・段ボールが放置してあり、通行や避難の支障となっている。



廊下の例



階段の例

ー屋外への出口等の施錠装置の構造等について

- ・避難階段や維持管理上常時施錠状態の出口などで、火災等の場合避難に使用されるものは、次の措置が必要です。

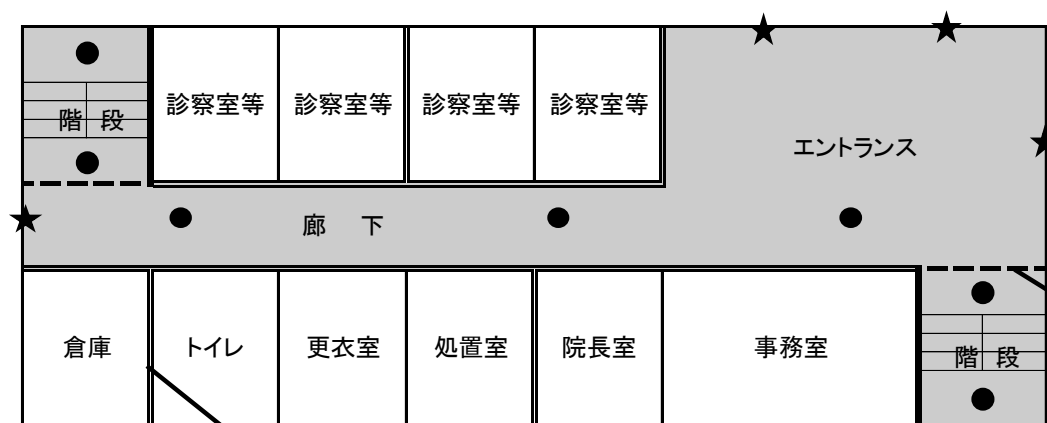


- ・屋内から鍵を用いずに開錠できること
- ・扉の近くの見やすい位置に開錠方法を表示すること
(法令で人を拘束する目的の建物の場合を除く)

ー敷地内通路の確保についてー

- ・避難のために使用する階段や出口から道路等敷地外に避難するための通路は、1.5m以上の幅が必要です。避難経路には物品や車両などおかないよう、維持管理が必要です。

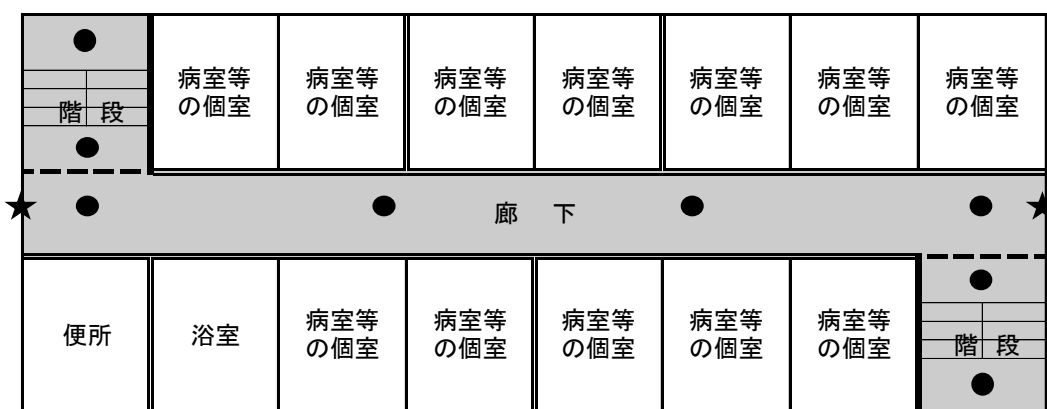
●防火設備の配置の例



1階 平面図

室と室の間の二重線は防火上主要な間仕切り壁を示しています。位置は代表的な例で防火上主要な間仕切り壁は天井裏まで達する必要があります。一定単位ごとの区画及び避難経路とその他の部分との区画が必要です。

階段部分の太線(破線)は防火戸・シャッター等を示しています。位置は代表的な例です。



2階 平面図

- 非常時に避難経路となる部分 (廊下、階段、出入口等)
- 非常用照明を示しています。位置及び個数は概ねのものです。
- ★ 排煙設備を示しています。位置及び個数は概ねのものです。
- 防火戸・シャッター等
- ==== 防火上主要な間仕切り壁
- 防火区画壁

※非常時に避難経路となる部分についての配置の例です。
区画位置によっては配置が変わり、用途、規模によっては居室内にも設備が必要となる場合もあります。

消防法による消防用設備の設置義務

	消防法施行令 別表第一 (六) ロ	消防法施行令 別表第一 (六) ハ
主な対象施設	老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 老人短期入所事業 養護老人ホーム 認知症対応型老人共同生活援助事業 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業 いわゆるお泊りデイサービス	老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業 いわゆるお泊りデイサービス
	避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させる場合のみ	左に該当する場合の施設を除く
消防用設備設置の届出及び検査	・必須	・利用者を入所させ又は宿泊させるものは必須。その他は 300 ㎡以上から必要
スプリンクラー	・必須 (一部、構造上設置を要しない場合あり)	・床面積合計 6000 ㎡以上、地階・無窓階 1000 ㎡以上、4 階以上で 1500 ㎡以上の階、11 階以上の階で必要
火災通報装置	・必須	・延面積 500 ㎡以上で必要
自動火災報知設備	・必須	・利用者を入所させ又は宿泊させるものは必須。その他は 300 ㎡以上から必要
自動火災報知設備と火災通報装置の連動	・必須	—
消火器	・必須	・延面積 150 ㎡、地階・無窓階 50 ㎡以上で必要
屋内消火栓設備	・延面積 700 ㎡、地階・無窓階 150 ㎡以上で必要 (その他造)	・延面積 700 ㎡、地階・無窓階 150 ㎡以上で必要 (その他造)
誘導灯	・必須	・必須
漏電火災警報器	・延面積 300 ㎡以上で必要 (ラスモルタルのみ)	・延面積 300 ㎡以上で必要 (ラスモルタルのみ)
避難器具	・2 階以上の階又は地階でその階の収容人員が 20 人以上 ・3 階以上で避難階へ通ずる階段が 1 つのみで収容人員が 10 人以上 ・下階に別表第一 (1) 項～ (4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項、(15) 項の用途があり、収容人員が 10 人以上	・2 階以上の階又は地階でその階の収容人員が 20 人以上 ・3 階以上で避難階へ通ずる階段が 1 つのみで収容人員が 10 人以上 ・下階に別表第一 (1) 項～ (4) 項、(9) 項、(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項、(15) 項の用途があり、収容人員が 10 人以上
ガス漏れ警報設備	・地階の床面積が 1000 ㎡以上で必要	・地階の床面積が 1000 ㎡以上で必要
非常警報設備	・収容人員 50 人以上で必要 (地階・無窓階の場合は収容人員 20 人以上で必要) ・収容人員 300 人以上、非常放送設備付加	・収容人員 50 人以上で必要 (地階・無窓階の場合は収容人員 20 人以上で必要) ・収容人員 300 人以上、非常放送設備付加

※ 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させる施設とは、要介護 3 以上の者の割合が定員の半数以上の施設

※ 消防用設備の設置等については、所管の消防署に御確認ください。

※ 平成 27 年 4 月に消防用設備等の設置基準が改正され、これに伴う経過措置が平成 30 年 3 月 31 日に終了していますので、貴施設の消防用設備等を基準に適合しているか再度確認してください。

※ (六) ロ、ハ共に、カーテン、じゅうたんの防火措置を要します。